

議 第 1 1 号 議 案

国民健康保険の財政基盤の強化を求める意見書の提出について

国民健康保険の財政基盤の強化を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年6月15日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 小 川 匠

賛成者 同 根 岸 操

同 川 畑 勝 弘

同 寺 田 玲

提 案 理 由

国民健康保険の財政基盤の強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

国民健康保険の財政基盤の強化を求める意見書

市町村が運営する国民健康保険の加入者は、所得の少ない年金生活者や非正規雇用労働者の占める割合が多く、保険料負担率が高くなるという構造的な問題を抱えている。

こうした中、国は制度の安定化を図るためとして、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を制定した。

平成30年度から、都道府県も市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことになる。また、国はこの制度改正と併せて、市町村の一般会計繰入総額である3,500億円とほぼ同水準の公費を投入する方針も明らかにしているが、国民健康保険の構造的な問題の解決とはならない。

埼玉県ではこの制度改正を受けて、昨年暮れに第1回国民健康保険運営協議会を開催し、市町村ごとの国保事業費納付金及び標準保険税の試算を示した。

この試算によると、県内63市町村の平均保険税は平成28年度が加入者一人当たり88,863円に対し、平成29年度は116,811円と31%の増額となる。

最も高い自治体では70%以上の増額となる。標準保険税の試算には一般会計からの法定外繰入金は考慮されていないため、一般会計からの繰入金で加入者の負担軽減に努めている自治体ほど、現行保険税と標準保険税との乖離が大きく、今後保険税の大幅引上げの圧力にさらされることは必至である。

これ以上、加入者に負担増を求めることは限界であり、国民健康保険を持続可能な制度として再建するためには、更に財政基盤の強化をすることが不可欠となっている。

よって、富士見市議会は、政府に対し、国民健康保険の財政基盤の強化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

- 一、新制度開始に伴う公費拡充を確実に実行するとともに、国民健康保険財政の安定化を図るため、国庫負担割合を大幅に引き上げること。
- 一、低所得者に対する保険税減免制度を確立すること。
- 一、子ども医療費助成制度等の市町村独自の医療費助成制度に対する国庫支出金減額調整制度を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様